

【任意継続加入者宛】

令和7年11月7日

日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部 業務部 資格課

「資格確認書」の送付について

平素から、私学事業団の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年12月1日に加入者証等（任意継続加入者証等含む）使用の経過措置が終了し、完全廃止となることに伴い、マイナンバーカードの保険証利用を登録していない人を対象に、「資格確認書」を交付します。下記の事項にご留意のうえ使用してください。

記

1. 対象者について

- ① 私学事業団において、社会保険診療報酬支払基金で確認している保険証利用登録済マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）保有者のデータと令和7年10月7日時点での加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます。）のデータを突合し、マイナ保険証を持っていない加入者等を対象として交付しています。なお、すでに「資格確認書」の交付を受けている人及び令和7年12月2日以前に75歳に到達している人は除きます。
- ② 交付の時点により、任意継続加入者の資格喪失手続き等を行っている人にも送付される場合がありますので、ご了承ください。この場合は、お手数ですが、私学事業団に返納してください。
- ③ データ突合時点の加入者等を対象に交付対象者を抽出しているため、発送の時点で既にマイナ保険証を保有している等、本来であれば不要な「資格確認書」も含まれている可能性があります。このような場合はお手数ですが私学事業団に返納をお願いします。

2. 資格確認書の有効期限について

今回送付する「資格確認書」の有効期限の記載は、任意継続期間満了日となっています（75歳に到達する人は75歳の誕生日の前日までとなります）。

3. その他の注意点

- ① 紛失等した場合は、「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書」により「資格確認書」の再交付申請をしてください。この申請書は、私学共済ホームページからダウンロードできます。
- ② 「資格確認書」は、加入者証等の代わりとなる証ですので、資格喪失等した場合は、私学事業団宛て返納してください。
- ③ 令和7年12月1日をもって加入者証等は無効になりますので、各自でハサミを入れるなどして破棄してください。返納の必要はありません。

資格確認書の使用にあたり、次の注意事項にご留意ください。また、被扶養者の方についてもご周知ください。

- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- (2) 資格確認書の交付を受けたときは、住所欄に住所を記入してください。
- (3) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず資格確認書を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は資格確認書に高齢受給者証を添えて）窓口へ提出してください。
- (4) 加入者が資格喪失したとき又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、遅滞なく資格確認書を事業団に返納してください。
- (5) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
- (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく事業団に提出して訂正を受けてください。
- (7) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく「臓器提供意思表示カード」の記載の例により行ってください。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載してください。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていません。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限りません。